

京都市告示第 553号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和7年12月15日

京都市長 松井孝治

1 道路の種類 府道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
大津淀線	山科区大宅五反畠町14番地地先から同町20番地の1地先まで	旧	メートル 31.10	メートル 5.41 ~ 5.66
		新	31.10	5.41 ~ 6.03
大津宇治線	山科区大宅五反畠町14番地地先から同町20番地の1地先まで	旧	31.10	5.41 ~ 5.66
		新	31.10	5.41 ~ 6.03

2 道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧新別	延長	敷地の幅員
羽束師13号線	伏見区羽束師菱川町529番地の2地先から同町462番地の1地先まで	旧	219.60	2.27 ~ 4.60
		新	216.80	8.00 ~ 12.90

羽束師30号 線	伏見区羽束師菱川町513番地の4地先か ら 同町460番地地先まで	旧	54.00	3.16 ~ 3.48
		新	54.40	3.40 ~ 9.10

(建設局土木管理部道路明示課)